

## 中津川市内千旦林発生土仮置き場 A における環境の調査及び影響検討の結果に対する知事意見

### 第 1 総括的な事項について

- 1 本事業の工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった著しい環境影響が生じた場合、または予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに関係機関に報告を行うとともに、必要に応じて調査等を行い、関係機関と協議のうえ、適切な措置を講ずること。
- 2 本事業に伴う周辺への環境影響及びその保全措置について、適切な機会をとらえて地域住民等に対して丁寧に説明するとともに、環境保全に関する要望等に配慮すること。また、本事業に係る事後調査及びモニタリングの結果については、年度ごとに結果を取りまとめて公表すること。
- 3 本事業では、発生土の仮置きを行った上でガイドウェイ製作保管ヤードとして使用することとしているが、仮置きまでしか調査及び影響検討が行われていない。他の発生土仮置き場と同様に仮置きした発生土の撤去までの当該場所における活動全体について、調査及び影響検討を行うこと。
- 4 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（平成 26 年 8 月）第 10 章 10-2 で記載されている、「発生土置き場を計画する場合の調査及び環境影響検討項目」のうち、今回（中津川市内千旦林発生土仮置き場 A）の検討結果には、以下の項目について、調査及び検討が行われていないため、これらの項目を調査及び影響検討項目として採用し、分かり易い報告をすること。

#### <項目>

- (1) 建設機械の稼働における温室効果ガスに関する調査及び影響検討の結果
- (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行における温室効果ガスに関する調査及び影響検討の結果
- (3) 発生土置き場の設置及び存在における景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に関する調査及び影響検討の結果

- 5 本意見書の各項目について検討のうえ、令和 2 年 4 月 8 日付けで提出された「中津川市内千旦林発生土仮置き場 A における環境の調査及び影響検討の結果について」の記載内容を補正するとともに、本事業に関する環境保全計画書に記載する措置等に反映すること。

## 第2 個別の環境要素に係る事項について

### 1 土壌・水質

下記の項目について、本事業の環境保全計画書に明記すること。また、地域住民等に対して丁寧に説明すること。

- (1) 本事業において、発生土仮置き場に搬入する発生土は、土壌汚染対策法に基づく土壌溶出量基準を超える自然由来の重金属等を含む発生土及び酸性化可能性試験により長期的な酸性化の可能性がある発生土でないと確認する方法（調査頻度、サンプリングの方法）を先進坑と本坑それぞれについて明らかにすること。
- (2) モニタリングの計画のうち水質（自然由来等の重金属等）についての、調査地域・地点での考え方を再整理し、測定の目的及び汚染の懸念がある箇所を明らかにした上で、その妥当性を分かり易く説明すること。